6　また、大会議又は管理理事会のうちいずれかの機関が決定する例外的な状況において、加盟国が未払の元金全額を支払った場合には、当該機関は、当該加盟国が支払うべき利子の全部又は一部を免除することができる。

6の二　同様に例外的な状況において、大会議又は管理理事会は、関係する加盟国から書面による請求があった場合には、当該加盟国が支払うべき滞納金（これに係る利子を除く。）の総額の少なくとも半分に相当する額を支払うことを条件として、当該加盟国の滞納金の支払を免除し、及び当該加盟国に課されている自動的制裁を直ちに解除することを決定することができる。

6の三　大会議又は管理理事会は、また、長年にわたる滞納金を有する加盟国から書面による請求があった場合には、当該加盟国が連合の年次経費に対する過去五年間（現会計年度を含む。）の義務的な分担金（これに係る利子を除く。）を支払うことを条件として、当該加盟国の滞納金の支払を例外的に免除し、及び当該加盟国に課されている自動的制裁を直ちに解除することを決定することができる。

6の三.1　6の三の規定の適用上、「長年にわたる滞納金」とは、連合の年次経費に対する義務的な分担金に関連する滞納金（利子を含む。）であって、過去の五の会計年度より長い期間について支払期限が到来したものをいう。

6の三.2　同様に、6の三の規定の適用上、特に第百五十条1に規定する後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国が長年にわたる滞納金を有する場合には、大会議又は管理理事会は、これらの加盟国の「過去五年間の義務的な分担金」について、当該加盟国の属する現行の分担等級を基礎として算定することを例外的に決定することができる。この場合には、当該分担等級の額に五を乗ずる。

6の四　第百五十条1に規定する後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国が6の二及び6の三に規定する支払の取決めによって利益を得ることを認められる場合には、関係する加盟国が支払った額の五十パーセント以上は、当該加盟国に利益をもたらすことを目的とした連合主導の技術援助計画に充てられる。

6の五　6の二及び6の三に規定する例外的な支払の取決めの枠組みにおいて免除された元金又は利子は、取り消されず、連合は、適用される財政規則に従って当該元金又は利子を保留し、及びこれらについて引当金を計上する。関係する加盟国がその後自動的制裁を受ける場合には、当該元金又は利子は、連合によって当該加盟国の滞納金として直ちに再登録される。

7　加盟国は、管理理事会によって承認された滞納分の償還計画の枠内で、既に生じた、又は将来生ずる利子の全部又は一部を免除される。ただし、その免除については、最長十年の合意される期間内において償還計画を完全にかつ遅滞なく実施することを条件とする。

8　3から7までの規定は、国際事務局が言語集団に属する加盟国に請求する翻訳の費用について準用する。

9　国際事務局は、請求書をその支払期日の遅くとも三箇月前に加盟国に送付する。請求書の原本は、関係する加盟国が通報する正確な所在地宛てに送付される。請求書の電子的な写しは、事前の通報又は注意の喚起として電子メールにより送付される。

10　国際事務局は、また、特定の請求書に係る延滞利子を加盟国に課するごとに、当該加盟国がその利子がいずれの請求に対応するものであるかを容易に識別できるよう、明確な情報を提供する。

第二十二条

一般規則第百五十条を次のように改める。

第百五十条　分担等級

1　加盟国は、自国の属する分担等級に従い、連合の経費を分担する。分担等級の構成は、一単位等級から始まり、国際連合の経費配分に関する最新の分担率に基づいて定められた水準まで一単位等級ごとに上がる。加盟国は、当該分担率を考慮しつつ、自国の経済力に基づいて、自国の分担等級を選定する。国際連合が後発開発途上国と認める加盟国は、一分担単位の半額を支払う。国際連合が人口二十万未満の開発途上にある島嶼国と認める加盟国は、一分担単位の十分の一の額を支払う。

2　いずれの加盟国も、1に規定する分担等級に代えて、少なくとも大会議から大会議までの間に等しい期間継続することを条件として、一層大きい分担単位数の拠出を選定することができる。このような変更は、遅くとも大会議の際に公表するものとする。大会議から大会議までの期間が満了した時点において、当該加盟国は、自国の選定した一層大きい分担単位数の拠出の維持を決定しない限り、自動的に当初の分担単位数に戻る。追加の分担金の支払に応じて経費も増加するものとする。

3　加盟国は、連合への加入又は加盟の際に、万国郵便連合憲章第二十一条4に定める手続に従い、国際連合の経費配分に関する最新の分担率を考慮しつつ、自国の分担単位数を選定する。

4　国際連合の経費配分に関する最新の分担率に基づいて算定される自国の経済力を超えて支払を行う加盟国は、大会議から大会議までの期間ごとに自国の分担単位数を二分担単位を限度として引き下げる権利を有する。ただし、その引下げに当たっては、国際連合の経費配分に関する現行の分担率に基づくとしたならば支払うこととなる分担金の額を下回らないことを条件とする。当該引下げに係る経費については、万国郵便連合憲章第二十一条3に定める手続に従い、全ての加盟国が連帯して負担する。国際連合の経費配分に関する最新の分担率に基づいて算定される自国の経済力を下回る水準で支払を行う加盟国は、現行の分担率の水準に達するまで、大会議から大会議までの期間ごとに自国の分担単位数を少なくとも二分担単位引き上げるよう要請される。その要請に応じない加盟国は、分担単位数の総数の増加によって生ずる分担単位当たりの価値の低下による利益を受けない。

5　削除

6　国際的な救援計画を必要とする自然災害のような例外的状況の下において、加盟国が当初に選定した分担等級に従った分担金を維持することができなくなったことを立証した場合には、管理理事会は、当該加盟国の請求に応じて次回の大会議までの期間中一回に限り、一段階低い分担等級への一時的な変更を認めることができる。

7　6の規定の適用による分担等級の一時的な変更は、二年（二年以内に次回の大会議が開催される場合には、当該大会議までの期間）を限度とする期間に限って、管理理事会が認めることができる。この期間が満了した時点において、関係する加盟国は、自動的に当初の分担等級に戻る。

8　一層高い分担等級への変更については、いかなる制限も付さない。

第二十三条

一般規則第百五十三条を次のように改める。

第百五十三条　仲裁手続

1　仲裁によって解決を図る紛議が加盟国間で生じた場合には、その一方の当事者である加盟国は、他方の当事者である加盟国に対し、紛議の対象となっている事項を書面により通報し、及び仲裁手続の開始の意思を通知により表明しなければならない。

2　紛議が業務上の又は技術的な性格を有する問題に係るものである場合には、各加盟国は、自国の指定された事業体に対し、3から14までに規定する手続に従って行動することを要請し、及び権限を委任することができる。関係する加盟国は、仲裁手続の進捗状況及び結果について通報を受ける。以下この条において当事者である加盟国又は関係する指定された事業体を「係争当事者」という。